平成２６年（フ）第７１号
北海道余市郡余市町黒川町６丁目25番地　大橋アパート203、前住所北海道余市郡余市町大川町８丁目38番地４　ＯＧマンション203
債務者　與那覇尚子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３６３号
仙台市太白区茂庭字中ノ瀬西36番地の２
債務者　河村　秀樹
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目10番地の10　ロイヤルシティ大和201
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目15番地の１　市営住宅５Ｂ４棟27号
債務者　齋藤　　孝
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
仙台市太白区向山１丁目13番10号　シェモア105
債務者　太田　隼斗
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０５号
宮城県黒川郡大衡村大衡字大童30番地12　定住促進住宅１号棟505号
債務者　岩間　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４１１号
仙台市青葉区錦町１丁目12番１―206号
債務者　吉野美智子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４１８号
宮城県名取市大手町２丁目94番地の２
債務者　菅江　敏昭
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２２号
仙台市太白区金剛沢１丁目９番28号
債務者　坂本　孝平
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
仙台市青葉区柏木１丁目９番３号
債務者　八木　秀樹
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市九条419番地
債務者　佐藤　トメ
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１０７号
秋田市外旭川字三千刈65番地３　コーポあつみ２号
債務者　長門加奈子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１号
秋田市牛島西１丁目４番23号　アリエスカＢ―102
債務者　石塚　宏平
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８号
秋田市広面字赤沼79番地２
債務者　羽根川良子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９号
秋田市牛島東１丁目10番20号
債務者　市村真理子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３７号
秋田県潟上市天王字追分西98番地13
債務者　成田　和子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５号
茨城県行方市山田3262番地18
債務者　大原　勝久
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　水戸地方裁判所麻生支部